

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人もいわ福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 報酬とは、社会福祉法第45条の35号第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 4 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人の評議員・役員は無報酬とする。

(費用)

第4条 評議員・役員が職務執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また交通費については10,000円を支給するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は平成29年6月29日から施行する。